

## 令和4年度修学旅行 参加に際しての留意事項（確認）

秋晴の候、保護者の皆様におかれましては日頃より本校の教育活動に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本年度の修学旅行が近づいてきました。これまでも新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただいておりますが、今一度出発当日までと帰福時までの留意事項を下記よりご確認ください、万が一の時も対応のご協力をお願い申し上げます。

以下は参加承諾書の内容の抜粋です。特に最後の⑤で、旅行団以外の濃厚接触者となった場合（出発後に家族が陽性等）には、公共交通機関の利用はできないため、自家用車でのお迎えをお願いすることになりますが、その時の交通費は保険適応外となっておりますのでご理解ください。

今後の方針 今後、修学旅行の実施に関しては、以下のような方針で判断します。

- ① 旅行出発の13日前（10月5日）以降に、旅行団（第2学年生徒・引率者）の中から多数の感染者が確認された場合、旅行の可否を検討します。中止の場合、取り消し料は保険対象となります。
- ② 旅行出発の5日前（10月13日）以降に、旅行団の中から感染者が確認された場合、旅行の可否を検討します。中止の場合、取り消し料は保険対象となります。
- ③ 旅行団の中から感染者が確認されていない場合でも、旅行日（10月18日～10月21日）に福井県および福岡県・長崎県・大分県・佐賀県に「緊急事態宣言」、または「まん延防止等重点措置」が発令されている場合、旅行を中止します。その場合、取り消し料が発生します。

参加に際しての留意事項

- ① 旅行出発前にコロナ感染症を発症した場合、7日間（無症状時は5日間）の療養期間を経ている時は、旅行に参加することはできません。その場合、取り消し料は保険対象となります。
- ② 旅行出発前にコロナ感染症の濃厚接触者になった場合、5日間の隔離期間（外出自粛・健康観察期間）を経ている時は、旅行に参加することはできません。その場合、所定の取り消し料が発生します。
- ③ 旅行初日の集合時に、37.5度以上の発熱がある場合は、旅行に参加することはできません。その場合、所定の取り消し料が発生します。
- ④ 出発の数日前に発熱・感染症の疑いがある場合は、参加を取りやめて頂くことがあります。その場合、所定の取り消し料が発生します。
- ⑤ 旅行中に感染・濃厚接触となった場合は、保健所・医療機関の指示に従い対応をします。場合によっては、保護者の方に旅行先まで迎えに来ていただくことがあります（公共交通機関の利用はできないため、自家用車でのお迎えをお願いすることになります）。その場合の交通費（高速代・燃料代等）は保険対象となります。

※旅行団以外（出発後に家族が陽性等）の濃厚接触者となった場合には保険適応外